

「こどもの居場所づくり推進アドバイザー業務委託」企画提案公募に係る質問に対する回答

仕様書ページ等	質問内容	回答
P1 5 業務実施体制	アドバイザーの配置場所は受注者の事務所以外の場合もあるのでしょうか	基本的には、受注者の事務所に配置することを想定しています。ただし、仕様書記載のとおり、発注者と協議の上、業務遂行に適していると判断される場合は、受注者の事務所以外の場所に配置することも可能です。
P2 7(1) 相談対応について	地域資源等とのマッチング について 例えば、「子ども食堂」に関しては、地域のフードバンクや、ネットワークの紹介などと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。 本事業にいうマッチングとは、相談者の求めに応じた地域資源等の情報の紹介等を行うことであり、こども食堂を例とすると、開設希望者等の求めに応じて、フードバンクや社会福祉協議会、民間団体の支援・助成に関する情報、ボランティアスタッフ等の情報を紹介することなどを想定しています。
P2 7(2) セミナーの開催について	R8年3月までに4か所でセミナーを開催することとなっているが、居場所がない市町村の情報は、県で把握している情報を提供していただけますか。	居場所がない市町村の情報については、県から提供させていただきます。
P2 7(3) こどもの居場所リストについて	現在、県が把握しているものに上書きをしていくイメージでよいでしょうか。また、すでに独自にリストをつくっている団体との連携で、リストを使う場合、委託料を払うことはできますか。	県が保有している居場所リストについては、提供させていただきます。 また、リストの作成にあたり、受注者が契約金額の範囲内で対価を払って情報を入手することは差し支えありませんが、居場所の活動実態や当該情報の信憑性等について、必要に応じて受注者が十分に確認を行ったうえで、リストへの反映をお願いします。

P2 7(3) ②潜在的な地域資源	潜在的な地域資源は地域ごとに具体的な団体名等をあげることで すか？	潜在的な地域資源のリスト作成にあたっては、具体の施設名・ 団体名をはじめ、場所（住所）、連絡先、連絡窓口等の情報を 整理していただくことを想定しています。
P3 7(4) その他	関係機関との連携とありますが、「虐待」については、通報の義務 があることは認識していますが、その他の件については、子どもの 最善の利益を考えながら当事者の希望を考慮して行うというスタ ンスでよいでしょうか。	左記ご提案のとおりで良いと考えます。なお、個別ケースによ り疑義が生じた場合は、発注者に対応を協議していただくこ とを想定しています。
P3 8 成果物	活動報告、居場所リスト、セミナープログラムなどが成果物とな りますか。	仕様書8(4)に記載のとおり、下記①～④の内容を含むもの を成果物として制作いただくことを想定しています。 ①相談窓口における相談内容と対応結果一覧 ②セミナー実施報告 ③収集した居場所及び制度等の一覧 ④その他実施した業務の記録 左記ご質問の例示については、居場所リストは③に、セミナー プログラムは②に、活動報告は①～④の全般にかかるもの として成果物に含まれると考えます。
P3 10 支払い方法	支払いは契約期間終了後という意味ですか。 概算払いなどの制度を利用することは可能でしょうか。	原則として、契約期間終了後、実績報告を確認した上での精算 払いを想定していますが、契約書（案）第14条第3項の規定 「発注者は、受注者から概算払の請求があった場合において、 その必要があると認められる金額について委託料を概算払す ることができる。」による対応は可能です。